

新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供等の前向きなチャレンジに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組であり、商工会または商工会議所による相談・助言等の支援を受けながら取り組む事業とする。

(交付基準)

第3条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 この補助金の交付額は、別記に定める補助対象経費の額の範囲内で、知事が定める額とする。

3 国及び新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事

業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第 18 条第 2 項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施にあたっては、第 3 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(交付申請書)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事が指定する日までに、商工会または商工会議所を経由して、知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 別記第 2 号様式
- (2) 収支予算書 別記第 3 号様式
- (3) 売上減少状況報告書 別記第 4 号様式
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書 別記第 5 号様式

3 商工会または商工会議所は、補助金交付申請書及びその添付書類と併せて副申請書を知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第 6 条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の着手時期)

第 7 条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(変更の承認申請)

第 9 条 第 4 条第 1 号の規定により、次の掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第 6 号様式による計画変更承認申請書及び別記第 7 号様式による変更収支予算書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更（補助対象経費の 20 パーセント以内の変更で、かつ、補助金額の変更を伴わない場合及び別記に掲げる補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の 20 パーセントを超えない経費の配分変更を除く。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が

変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 10 条 第 4 条第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 8 号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 11 条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、知事が指定する期日までに実施状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、令和 3 年 12 月 20 日までに補助事業を完了（当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第 10 条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）させ、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 30 日以内又は令和 4 年 1 月 11 日のいずれか早い日までに、別記第 9 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実績書 別記第 10 号様式
 - (2) 収支実績書 別記第 11 号様式
 - (3) 取得財産等管理台帳 別記第 12 号様式
- 3 やむを得ない理由により実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 9 条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 14 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

（立入検査等）

第 15 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

(是正のための措置)

第 16 条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月通商産業省告示第 360 号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 13 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第 20 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。

別記 交付基準

【補助対象者】

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組を行う者で、補助事業の実施にあたり、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの（※）。ただし、法人格のない任意団体を除く。）であること。

（※）中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの

例：事業協同組合、企業組合、協業組合など

- (2) 「みなし大企業」に該当しないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大による経済社会活動の変化により、申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（平成31年／令和元年又は令和2年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して、10%以上減少していること。
- (4) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等）に該当しないこと。

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、次に掲げる条件を満たす下表の経費とする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- (2) 事業実施期間内に支払が完了した経費であること。
- (3) 証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できる経費であること。

経費区分 (費目)	内 容
機械装置等費	事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
外注費	上記いずれにも該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費

- 広報費は、補助対象経費合計（税抜）の50%未満を限度とする。
（ただし、ECサイト作成は上限なし）

[補助対象外経費]

- 消費税、振込手数料
- 本事業の目的に合致しない経費 等

【補助率等】

補助率	補助上限額	補助下限額
補助対象経費の3分の2以内	100万円	13万3千円
	補助対象経費上限額 150万円	補助対象経費下限額 20万円

- 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 補助対象経費が上の表に定める下限額に達しない場合は、その全額を補助対象としないものとする。